

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和4年第9回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和4年9月29日(木) 午前 9時30分から 午前10時45分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階大会議室
委 員 名		(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員 (2) 欠席委員 青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		赤間教育部長、水上教育部理事、石津学校教育課長、 城野教育総務課長、来仙文化財課長、谷口郷育推進課 長、古賀主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係 長、石松指導主事兼教育指導係長、鵜根総務企画係 長、川上主事、溝辺図書館長
会 議	議 題 (内 容)	・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 議案第48号 福津市図書館掲示物取 扱要綱の制定について ・ 日程第 4 報告 ・ 教育長の動静報告 ・ 諸報告 ○ 令和4年度9月議会について ○ 全国学力学習状況調査について ・ 日程第 5 その他 ・ 今後のスケジュールについて ・ 10月の定例教育委員会の日程につ いて 10月27日(木) 午前9時30分から 会場：福津市役所本館2階大会議室 ・ 日程第 6 閉会の宣言
	公開・非公開の 別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	

	傍 聴 者 の 数	0 人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☒ 録音テープを使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会 議 録 署 名 委 員	大嶋教育長	
	今村委員	
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
大嶋教育長：教育委員会を開催させていただきます。 会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 鵜根係長、お願いします。 鵜根係長：おはようございます。本日は次第のほかに別紙といたしまして、ホチキス留めをしております、令和4年福津市議会9月定例会一般質問及び答弁の資料をお配りさせていただいております。 そのほかに、教育委員の皆様のお手元には、令和4年度福岡県市町村教育委員研修会の開催案内。中学生未来会議の開催案内。令和2、3、4年度福岡県重点課題研究指定委嘱校最終報告会の御案内。それから、ベネッセコーポレーションからの情報誌「VIEW next」。東京研究所の情報誌「EduNews」をお配りしております。 以上です。 大嶋教育長：本日の会議は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、傍聴人は無しで実施をいたします。 会議録は公開します。 本日の日程第4、報告事項のうち、全国学力学習状況調査については、国等においても学校ごとの調査結果等の詳細な情報を公にしていない案件であり、市情報公開条例第12条第2号に該当しますので、非公開にすることを諮る予定です。この場でお伝えをしておきたいと思います。 1 日程第1 開会の宣言 大嶋教育長：構成委員数5名のうち、ただいまの出席数は4名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和4年第9回福津市教育		

委員会定例会を開会します。
直ちに会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と今村委員で確認、署名することといたします。

3 日程第3 議案第48号 福津市立図書館掲示物取扱要綱の制定について

大嶋教育長：日程第3、議案第48号 福津市立図書館掲示物取扱要綱の制定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：議案第48号 福津市立図書館掲示物取扱要綱の制定について、御説明させていただきます。

福津市立図書館における掲示板等の管理運営及び掲示者への周知を図るために、掲示物の取扱いに関する規定の整備が必要となりましたので、要綱を制定させていただきます。

詳細につきましては、溝辺図書館長から説明をさせていただきます。

大嶋教育長：溝辺館長、お願いします。

溝辺館長：御説明させていただきます。要綱の制定は、福津市立図書館における掲示板の適正管理及び関係者への周知を図ることを目的に、掲示の届出や制限、掲示期間など、掲示物の取扱いに関する事項を明文化し公表するためでございます。

現在、市立図書館では、市民の周知を目的とする印刷物、チラシ、ポスター、図画、パンフレット、のぼり等の掲示依頼が、国・県・市などの官公庁をはじめ、多くの関係機関、各種団体等から寄せられており、その数も年々増加しております。

しかしながら、市立図書館の掲示スペース（場所と数）には限りがあることから、図書館では、事務を効果的かつ円滑に進めるため福津市立図書館の掲示板利用に関する内規に基づき、掲示制限を行っているところでございます。今以上に図書館の公正性を保証するためには、一定の強制力を有し行動や判断の基準となる法的な規範を制定する、言い換えれば、誰もが納得できるように、公平・公正で明確なルールを設ける必要があります。また、あらかじめその内容を公表・提示しておくことで、掲示希望者、申請者の負担軽減を図ったり、期待感や疑義を抱かせないようにしたり、無用な混乱を避けることができます。よって、内規で運用するのではなく、福津市立図書館掲示

物取扱要綱を制定し、告示することで、市民や関係機関等への説明責任が果たせるとともに、より一層公正で効果的な経営につながることが期待できます。

それでは、福津市立図書館掲示物取扱要綱について御説明いたします。

第1条はこの要綱の趣旨規定です。趣旨は、福津市立図書館における掲示物の取扱いに関し、必要事項を定めることです。

第2条は、掲示物の定義規定です。この要綱における掲示物とは、市民への周知を目的とするチラシ、ポスター、パンフレット、図書などの印刷物等であり、福津市の公共、図書館読書活動の推進、福津市や官公署、保育園、学校、市民活動、協働活動の団体などの事業に関連性があるものに限定しております。

第3条には、掲示場所を規定しました。掲示は、掲示板、パンフレットスタンドやボードスタンド等を使用して行います。

第4条は、掲示の届出についての規定です。掲示の希望者はあらかじめ掲示物を添えて館長に届出を行う必要があります。

第5条は、掲示の優先順位を定めております。掲示は原則として、第2条第1号福津市の公共図書館から、第4号官公署までの掲示物を優先します。利用可能なスペースがある場合に、第5号関係機関や各種団体から第7号までの掲示物を掲示したいと考えております。

第6条は、掲示物の選定に関する規定です。掲示物は重要度や緊急性等を考慮して館長が選定できることを定めております。

第7条は、掲示の制限に関する規定となっております。第1号から第7号までの規定に該当する印刷物は、掲示できないことを定めています。

第8条は、掲示期間に関する規定です。掲示期間は2か月以内。公共図書館や官公署などの掲示物は3か月以内です。催し物等の終了日や申込みの締切日などが記載されているものはその日までとしております。

第2項には、掲示物が破れたり汚くなったりしたときは、期限内でも撤去できることを定めております。

第9条は、掲示物の取扱いの規定です、第1項には掲示物の掲示や撤去は、図書館の職員が行うことを決めました。第2項には、掲示物が破損や汚損をしても弁償しないこと、第3項には、必要に応じて掲示物を地域資料として所蔵できることを規定しております。

第10条は、掲示板等の管理についての規定で、管理は館長が行うこととしています。印刷物の掲示、撤去や処分の方法などは図書館長に一任していただくことになります。

第11条は、雑則です。この要綱に定めのない事項が生じた

場合は図書館長の権限で取扱いを決めることができることを規定しております。この場合は、事務決裁規定に基づく手続きを踏まえるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：現状として、掲示板に貼り切れないほどの掲示物が常に溢れているのでしょうか。

溝辺館長：貼り出せる数より、貼り出せない数のほうが多いような状況でございます。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：図書館に行きましたら、本当にたくさんパンフレットやポスターが貼ってあるので、やはりこういう取扱要綱は必要だと思います。

それで、第6条のところですが、この提示物の選定に関しては、館長1人で行うものでしょうか。それとも複数人で行うものでしょうか。館長お1人だと迷うこともあると思うんですよ。

その点はいかがでしょう。

溝辺館長：最終権限が館長にあるということでお考えいただければと思います。

優先順位や重要度など、職員のほうが十分熟知している場合も当然あると思いますので、その場合は意見を聞きながら最終的に館長が決めるという形で捉えております。

今村委員：はい。分かりました。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第48号を採決します。

議案第48号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第3、議案第48号 福津市立図書館掲示物取扱要綱の制定については、原案のとおり承認されました。

4 日程第4 報告

大嶋教育長：日程第4、報告。教育長の動静報告をいたします。

配付資料の4ページを御覧ください。

8月26日から9月28日までの動静でございます。

9月6日と9月18日、19日に、災害対策本部会議を数回行っております。これは今回福岡県を実際に直撃した規模の大きな台風14号への対応。特に避難所の開設が重要な事項であ

るわけですが、それを中心とした台風への対応について、市として災害対策本部を設置して対応をしているというところでございます。

それから、もう1点、9月28日管内教育長会議が行われました。1点だけ御紹介をしておきますと、今年度県費教職員の人事異動が少し変わります。異動内示が例年3月25日辺りに教職員へ校長から行われておりましたが、次年度に向けた準備を25日から動かないといけないということが、学校にとって非常に大きな負担になっていたということもありまして、以前からそこを少し早めてほしいという要望が出ておりました。今回、県の教育委員会でその内示の時期を3月上旬に早めるということで、現在その実施に向けて動いているところでございます。

以上、報告でございます。

何か御質問ありましたら、お願いいたします。

今村委員：2点ほどよろしいでしょうか。

大嶋教育長：今村委員、お願いします。

今村委員：9月5日と9月8日のことですが、9月5日に戸田議員が訪問されています。この内容は、学校建設のことでしょうかということが1つと、それから、9月8日は南郷小学校の校長先生がお見えになっていますが、もしよろしければ、どういった内容だったかをお伺いしたいです。

大嶋教育長：戸田議員につきましては、安倍元首相の国葬に関する件でお見えになっております。国葬をするということで、小中学校において、弔意の強制にならないような配慮をお願いしたいという内容でございました。

それから、9月8日の大淵校長の来室は、これは、児童生徒支援加配。各学校に県の教育委員会に自治体から要請をして、子どもたちの状況や地域の状況から見て加配を1人つけてほしいということでのお願いをする件でございます。

地区担当を大淵校長がされていますので、その件でお話にいられていたということでございます。

今村委員：大嶋教育長は戸田議員にどのようにお答えになったんですかね。

大嶋教育長：弔意を強制することがないようにということですが、答えについては、県の教育委員会からそのような通達があったときには、教育委員会としては考えたいと思いますという答えをしています。

それで、実際にその通達はありませんでした。

今村委員：学校にはそういう通達はしなかったということですね。

大嶋教育長：そうです。

今村委員：分かりました。

それから、児童生徒支援の加配については県に要望を挙げら

れるということですかね。

大嶋教育長：そうです。各学校で現在実際に配置されている学校もありますし、未配置で配置を求めている学校もありますので、その学校が一緒になって県の教育委員会に要請する一連の事業がございますので、そのことについてお見えになっています。

今村委員：大嶋教育長がこの宗像地区の担当になられているんですかね。

大嶋教育長：担当ということではなくて、両市の教育長で、宗像区として要請行動を行っております。

今村委員：分かりました。ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

農崎委員：先日の南小で学校訪問のときに気づいたことがあるので、事務局の方がもし分かればお答えいただきたいんですけど、学校57クラスを見せていただいて、何人か外国籍のお子さんがいらっしゃいました。私は副校長先生と一緒に回らせてもらっていて、日本語の勉強もされていますというお話は聞いたのですが、市内の小中学校にはどれくらいの数の外国籍の方がいらっしゃって、なおかつ日本語がしゃべれる子とあまりしゃべれない子といらっしゃると思うんですけど、あまりしゃべることができない子には何か対応をされているのか、もし分かればお願いします。

大嶋教育長：石津学校教育課長。

石津課長：外国籍の方については、30人近く市内にいらっしゃいます。日本語指導については県で日本語指導の教員ということで、福津市には1名配置されています。それと別に市で支援するための人ということで、1人おおよそ年間50時間程度の指導ができるような人員の予算を組んで計上しているところです。

農崎委員：結構いらっしゃるんですね。

石津課長：生活会話はできるけど、授業の会話は少し生活会話とは違うのでそのレベル感を埋めるとかですね、そういう部分を指導しているところです。

農崎委員：それは学校の先生にお任せをしているんですか。

例えば、年齢では3年生だけど、全然日本語が分からなければ授業も全然分からないですよ。もう年齢に合わせて3年生なら3年生の授業に入っていらっしゃるんですか。

石津課長：それは年齢に合わせて入っていただくようにしています。

農崎委員：じゃあ日本語はよく分からないけど、その子は一応授業を聞いているというか、そこで時間を過ごしているという感じになっているかもしれないということですかね。

石津課長：過ごしているということになっているかもしれません。

農崎委員：わかりました。ありがとうございます。

今村委員：その話題に関してよろしいですか。

大嶋教育長：はい。今村委員。

今村委員：県から一人配置されているということで、市からも1人で、計

2名ですよね、支援加配の方が。それはどういう形で支援されているんですかね。

例えば教室に入るのか、それとも引き抜いて、場所と時間を決めて日本語指導をしているのか、その形がちょっと分からないので教えていただきたいです。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：県の教員については、福岡小学校に配置されています。その先生が各学校を回って授業をしているということになります。

それで、市からは1人を雇用しているということではなくて、日本語指導教室わかばという団体が市の中にありまして、その先生、指導員さんに来ていただいて指導をしています。それは、先ほど申し上げたように、1人当たりおよそ50時間分の謝金を予算計上して、計画的に週に1回行ってもらうこととしております。

あとは、その児童生徒のレベルに応じて、回数や頻度の工夫は学校でしていただいている状況です。

今村委員：この50時間という時間、授業に入るわけじゃなくて、別の教室で日本語を指導されているわけですね。

石津課長：そうです。

大嶋教育長：半澤委員。

半澤委員：うちの近くにも息子と同級生の外国籍のお子さんが暮らしているらしいです。小学校のときに福岡に来られて、もう既に成人していらして、現在もずっと住んでいらっしやいます。そういう一時的な滞在ではなくて、福岡市で教育を受けて大人になっていくという外国籍のお子さんというのは、現在、水際対策が変わる方向に向かっていますし、これからますます増えていくんじゃないかなと思います。そういう受入れ態勢も、福岡市としてもちゃんと整えておく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、事務局としては今後の対応についてはどうお考えでしょうか。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：まず、外国から来られた方、一義的には就学の義務がないというところがまず第一にあるのだらうなと思っています。国民ではないので、就学の義務がないというのがまず法律的な立ち位置で、文部科学省としては、そういう外国人の方についても一定程度の教育をしていきたいと思いますという通達もきていますので、それに応じて私たちも対応する必要があるとは思っています。

それで、児童生徒も増えており、現在は1名の県からの教員なので、そこでは手が回りきれていないのではと思っていますところなんです。県にも追加で要望したいとは考えているところなんですけど、県、国の事情で、難しいのかなとは思っています。

短期集中的に指導して、なるべく早く私たちの指導の範囲か

ら手を離れるのか、週に1回のペースで行っていくのか、その辺の指導の工夫も必要だなと感じているところです。

大嶋教育長：半澤委員。

半澤委員：例えば、それに必要な教材とかそういうその人たちへのお支払いなどの予算は組んであるんでしょうか。

石津課長：教材を買うようなことはないと思うんですけど、作ったりするための消耗品などについては市で予算を一定程度計上をして、日本語指導の先生が作ったり買ったりもしていると思います。

農崎委員：おそらく、外国人の方が増えていらっしゃるというのは福津市だけの話じゃないですね。もう少し国が全体に援助してもらおうとありがたいですね。

今村委員：やはり日本に来てよかったと両親が思えるように十分に日本語の教育、まあ日本国籍ではないから就学義務がないのかもしれませんが、やはり予算を増やして、福津に来てよかったと思えるような十分な教育を受けてもらいたいなと思います。予算の関係もあるでしょうけど、一つよろしくお願いします。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

それでは、動静報告を終わりました、諸報告にまいります。

令和4年9月議会についての報告、赤間教育部長、お願いします。

赤間部長：それでは、別冊のホチキス留めの資料になります。

令和4年福津市議会9月定例会一般質問及び答弁。この資料に沿って概要を説明をさせていただきます。

今回の9月定例会におきましては、教育委員会に関連する質問としまして7名の議員さんから質問が出ております。そのうち4名が、いわゆる過大規模校対策であるとか、新設校に関連した内容の質問となっております。

まず、高山市議についてでございます。こちらに関しましては、中学校の運動部活動について地域移行を国が令和7年度までに休みの日から段階的に移行するようということで、福津市としてはこれをどうするのかという質問でございます。

現在の取組状況、それから、来年度地域移行に関して必要な審議会等の立ち上げも必要ということで予算措置をしているところの回答をさせていただいております。

市議としましては、教員の負担軽減にはつながるかもしれないけども、あくまで主役は子どもたちだからということで御意見をいただいているところでございます。

次の横山市議につきましては、2点ほどです。防災についてと、それから、新設校計画と南小の改善についてでございます。

防災につきましては、大災害が発生したときの学校の管理機能が低下するのではないかとというところの質問でございました。

回答としましては、各学校において危機管理マニュアルを策定しておりますので、これに沿って対応をしていくという旨の回答をしております。

それで、市議としましては、特に過大規模校においてはなかなか学校だけでは限界があるのではないかとというところで、やはり地域との連携をしっかりとやってほしいというところで御意見をいただいているところでございます。

次の新設校計画と南小の改善についてでございますが、こちらについては現在の進捗状況をまずは説明をさせていただいております。それで、やはり福間南小学校の過大規模の解決にならないんじゃないかというところで、現在の中学校の計画を見直してはどうかというところの質問でございました。教育委員会としましては、6月の議会でこの小学校中学校に関する新設校の土地の用地代であるとか造成費用の予算を可決していただいておりますので、それに向かって進んでいるところで、新たに中学校を見直すことはないという立場で回答をさせていただいたところでございます。

また、校区再編も求められておりますけれども、こちらにつきましても、やはり校区再編がどれだけ影響があるかというところがございまして、最小限にとどまる形で校区再編はしていきたいというところで回答をしているところでございます。

次に中村清隆市議でございます。こちらにつきましては、市内にある体育館の暑さ対策というところで御質問をいただいております。教育委員会に関して3つの質問が出ております。1つ目は学校の体育館、2つ目は体育センターについての暑さ対策、暑いときにどのような利用の仕方をしているのかというところでの御質問で、それぞれに回答をさせていただいているというところでございます。

基本的に、小学校では熱中症の警戒アラートが発表された場合には体育の授業は中止しているということ。中学校に関しては、中止はしていないが、体育の授業時の温度等、様子を見ながら考慮をして実施をしているという回答をしています。体育センターにつきましては、特にこちらから中止を求めるということはありませんが、暑さ指数を示す器具を設置しておりますので、御利用者の方にしっかりと判断をしていただくという運用をさせていただいているというところでございます。

3つ目の国、県の補助金というところですけども、中村清隆市議は体育館にもクーラーを設置してほしいというのが一番の要望でございます。現在教育委員会として補助事業ができる分というのは説明をしておりますけれども、宗像市に全ての市立学校の体育館にクーラーを設置するという計画がございまして、福津市としてもぜひ設置をしてもらいたいというところの要望でございました。

次に、秦市議につきましては、過大規模校及び新設校についてというところで、大きく過大規模校の対策と、それから、新設校についての2点について質問がっております。

過大規模校対策につきましては、過大規模校から小規模校に移ることができる校区外通学、これについて現在どのようなになっているのかというところで御質問をいただいております。またこのときは校区外通学の申し込み受付を行っている期間でございましたので、現在どのくらいの希望者がいるかという正確な人数まではこの時点では、議会では答弁をしておりませんで、スケジュール的なものを説明しているところでございます。

スクールバスについては、今回募集を行った校区外通学では、保護者の責任で保護者の負担により行って頂くこととしているため、導入の検討はしていないという回答をしております。

あとは、過大規模校対策として令和9年の新設校までの間にまだ必要となる増築が必要となる福間小学校、福間中学校について、校舎の増築、それから、南小学校につきましては、はづき公園の利用であるとか、それから、プール跡地を活用していきたいというところで回答をさせていただいております。

新設校につきましては、用地購入に向けての進捗状況については、先ほども申し上げましたように、6月議会で予算が可決されましたので、現在所有者の方に連絡を取り、土地の測量の業務をするために土地に立ち入ることを説明し業務を進めているというところで説明をしております。中学校についても同様の説明をさせていただいているところでございます。

また、予想される総事業費についてお尋ねがございましたけれども、こちらにつきましては、用地費、それから造成に係る事業費等がある程度出ないとお示しできないというところで、現在はその作業費の算出を進めているという状況の説明にとどまっております。

次の福井市議につきましては、教育環境の保護・充実。それから、過大規模校に伴う校区外通学と新設校についてと、大きく2点の質問が出されております。

それで、教育環境の保護・充実につきましては、5つほど質問されておりますが、主に聞かれたのが不登校児童生徒への対応についてでございました。こちらにつきましては、不登校児童・生徒の子どもたちがそれぞれ居れる場所をもっとしっかりと確保してほしいという旨の質問でございました。民間企業やフリースクールとも市として連携していったらどうかというところの趣旨での質問でございました。

校区外通学と新設校につきましては、このときはもう既に校区外通学の受入れの期間が終わっておりますので、その時点

で実際にどれだけの希望者がいたのかというところの数字をお答えをさせていただいております。

具体的には、上西郷小学校に3名。それから、神興東小学校に2名の応募があったというところで回答をしております。

新設校建設の進捗状況と今後のスケジュールについてでございますが、こちらに関しましてはこれまで何度も同じような質問がございまして、先ほども申しましたけども、土地鑑定であるとか測量設計、補償調査、それぞれ小学校、中学校について現在業務を行っているというところでございます。

説明会についての周知ということですが、こちらに関しましては、先ほども申しましたように全体事業費が出てから必要に応じて議会に説明をしていきたいという旨の回答をさせていただいております。

次の戸田市議についてでございます。

まず、子どもが尊重されるまちづくりについてでございます。こちらにつきましては、今年度、こども家庭庁設置法が本年6月22日に公布、来年4月1日から施行予定となっていることから、これに関しての条例の制定が必要ではないかという趣旨からの御質問でございまして、主にこれはこども課に対する質問でございました。それで、教育委員会に関わっているものとしては、いじめ、不登校、こちらの数が現在どうなっているのかというところの質問がなされておまして、回答のところに書いておりますように、いじめの認知件数は令和3年度で、小学校で514件。中学校で67件。それから、不登校の状況は、小学校で62名。それから、中学校で69名の合計131名と回答をさせていただいております。

次に学校の過密化の解消緩和についてというところでございますが、こちらにつきましては、先ほどの秦議員と同じような質問でございまして、同様の回答をさせていただいております。

次に田中市議についてでございます。

こちらについても、小・中学校の新設ということですが、こちらにつきましては、説明会をしっかりとしてほしいというところからの御質問でございます。小学校につきましては、宮司郷づくりの協議会にて役員の皆様には説明をさせていただいているところでございますが、中学校については説明はしていないという状況を回答をさせていただいているところでございます。

今後、基本計画に基づいて実施設計等を行う予定にしていますが、その都度丁寧な説明をしていただきたいという強い要望がっております。

簡単ではございますが、概要の説明を終わらせていただきます。

大嶋教育長：それでは、諸報告を終わりたいと思います。

今村委員：1つ質問があります。

大嶋教育長：今村委員、どうぞ。

今村委員：高山議員の部活動のことの回答の中に、協議会を立ち上げるとありますね。宗像市と宇美町と大木町が、取り組んでおり、福津市の場合はどこと連携して立ち上げることになるんですかね。

大嶋教育長：赤間教育部長。

赤間部長：今年度、宗像市、宇美町、大木町は、県の補助をいただきながら先行して取組みが進んでいるんですけども、実際に協議会を立ち上げているのは、宗像市のみというところです。

福津市としましては、やはり中体連の関係があるので、宗像市としっかりと情報共有をしていくのが必要なのではないかと考えているところです。宗像市が検討協議会を開催されているんですけども、そこに市の職員が傍聴し、一緒に参加させていただいて、協議会で話される情報を共有し、来年度以降、協議会を立ち上げたいと考えておりますので、宗像市を参考にさせていただきたいと考えております。

今村委員：部活動を地域移行し、社会スポーツとして立ち上げるというのは、福津市の場合は隣に古賀市、新宮町がありますので、その市町との連携も必要になってくるのではないかなと思います。地域スポーツはまたがっていますからね。

大嶋教育長：赤間教育部長。

赤間部長：地域移行の大きな課題というのが、受け皿とか指導者がどれだけいるかというところだと思います。福津市だけのキャパの中で果たしてそのできるものなのかというところも検証しなければいけないことだと思いますし、やはり広域的な連携ももしかしたら必要になってくるのかなというところで現在考えているところです。

以上です。

今村委員：分かりました。よろしくお願いします。

大嶋教育長：ほかよろしいですか。

それでは、報告事項の全国学力学習状況調査については、国等においても学校ごとの調査結果等の詳細な情報を公にしている案件であり、市情報公開条例第12条第2号に該当しますので、非公開にすることを発議いたします。

非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、この案件については公開しないことに決定します。

それでは、これより非公開ということで、引き続き全国学力学習状況調査について報告します。

(非公開部分)

5 日程第5 その他

大嶋教育長：それでは、日程第5、その他の事項について、事務局から説明をします。

鵜根係長、お願いします。

鵜根係長：それでは、今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。本日から10月31日までのスケジュールを掲載させていただきます。

教育委員の皆様に関わる部分のみ御案内をさせていただきたいと思います。

主に学校訪問になりますが、まず10月6日木曜日の午前8時40分から神興東小学校への学校訪問。

それから、10月18日火曜日の8時40分から、上西郷小学校への学校訪問。

同日午後1時半からは、古賀高等学校組合教育委員会の先進校視察といたしまして、宗像高等学校への訪問が予定されておりますが、こちらにつきましては、農崎委員と大嶋教育長のみの参加となっております。

10月19日水曜日の午前8時40分から福間中学校への学校訪問。

10月24日月曜日の午前8時40分から津屋崎中学校への学校訪問。

それから、翌10月25日火曜日の同じく午前8時40分から福間東中学校への学校訪問。

10月27日木曜日の午前9時半から教育委員会の定例会を予定しております、会場につきましては、本日と同じ市役所本館2階の大会議室となっております。

また、同日午後1時から、神興小学校への県重点課題（食育）の研究発表会が予定されております。

それから、10月31日の月曜日から11月1日までの1泊2日の日程となりますが、全国市町村教育委員会研究協議会が長崎市で開催されます。こちらにつきましては、教育委員さん4名の参加の予定となっております。

以上です。

6 日程第6 閉会宣言

大嶋教育長：それでは、日程第6、以上で本日予定されていた議事日程は全て終了しましたので、これで令和4年第9回福津市教育委員会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。